

石川県公報

令和7年7月11日

第13824号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	
○保安林の指定の解除（森林管理課）	1
○保安林の指定の解除（同）	1
○令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州日本海北部系群）の一部変更（水産課）	2
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出（同）	2
公告	
○委託業務に係る企画提案書の募集公告（デジタル推進監室）	3
○県有財産売払入札公告（消防保安課）	4
○公共測量実施公告（監理課）	6
○公共測量終了公告（同）	6
○業務委託に係る技術提案書の募集公告（道路整備課）	6
選挙管理委員会	
○石川県議会議員補欠選挙の選挙期日、選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数	8
○石川県議会議員補欠選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	8
○石川県議会議員補欠選挙における市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に候補者がポスターの掲示をすることができる日	8
○石川県議会議員補欠選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等の提出場所	8
○石川県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	8
○石川県議会議員補欠選挙（金沢市選挙区及びかほく市選挙区）における選挙の開票事務及び選挙会事務	9
石川県議会議員補欠選挙金沢市選挙区選挙長	
○石川県議会議員補欠選挙金沢市選挙区における候補者の届出又は推薦届出の受理その他の事務を行う場所	9
石川県議会議員補欠選挙かほく市選挙区選挙長	
○石川県議会議員補欠選挙かほく市選挙区における候補者の届出又は推薦届出の受理その他の事務を行う場所	9

告示

石川県告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

- 解除に係る保安林の所在場所
白山市美川永代町甲1の2
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

石川県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

- 解除に係る保安林の所在場所
金沢市専光寺町レ3の33
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由

公共施設用地とするため

- 1 解除に係る保安林の所在場所
金沢市専光寺町レ3の33
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

石川県告示第250号

令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州日本海北部系群)(令和6年石川県告示第242号)の一部を令和7年6月24日に次のとおり変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

変更後		変更前	
第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群		第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
9,700トン		9,700トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン	石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン	石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン
石川県定置網漁業	4,000トン	石川県定置網漁業	3,600トン
石川県その他漁業	現行水準	石川県その他漁業	現行水準

石川県告示第251号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
吉野 徹	河北郡内灘町宇向栗崎2丁目202番地	内灘町	行う。	石川県漁業協同組合内灘支所
島野 譲二	河北郡内灘町宇向栗崎5丁目3番地			
島田 勉	河北郡内灘町宇向栗崎2丁目129番地			
岸端定置網組合	七尾市庵町ム部75番地	七尾灘	行う。	石川県漁業協同組合ななか支所
白鳥定置網組合	七尾市庵町ア部104-1番地			
岩崎 理紀	七尾市大泊町ユ部6番地			

塚本義弘	七尾市能登島須曾町19部49番地甲			石川県漁業協同組合
蛭川由昭	七尾市能登島野崎町88部24番地	能登島南	行う。	ななか支所
坂本与志一	七尾市能登島通町チ部55番地			
鯨目大敷網株式会社	七尾市能登島鯨目町55部17番地			石川県漁業協同組合
木戸信裕	七尾市能登島八ヶ崎町5部6番地	能登島北	行う。	ななか支所
木本義信	七尾市能登島閨町63部23番地			

公 告

委託業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

1 業務の概要

(1) 業務件名

石川県行政庁舎14階ワークラウンジ整備業務委託

(2) 業務内容

企画提案募集要領及び仕様書のとおり。

(3) 履行期限

令和8年1月31日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり。

(5) 企画提案募集要領等の配布方法等

ア 配布期間

令和7年7月11日(金)から同年8月1日(金)まで

イ 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/digital/workloungeseibi.html>)

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。なお、共同事業体として参加する場合は、すべての構成員が次の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和7年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 参加申込書の提出期限の翌日から本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日までのいずれの日においても石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(6) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

3 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進監室 県庁デジタル推進課 県庁デジタル推進グループ
電話：076-225-1320
電子メール：e120300@pref.ishikawa.lg.jp
 - (2) 参加申込書の提出期限等
ア 提出期限 令和7年8月1日(金)午後5時
イ 提出方法 企画提案募集要領に示す方法による。
 - (3) 企画提案書の提出期限等
ア 提出期限 令和7年8月15日(金)午後5時
イ 提出方法 企画提案募集要領に示す方法による。
- 4 受託候補者の選定及び契約
- (1) 3(3)アの提出期限までに企画提案書の提出のあった参加者について、令和7年8月下旬に開催する審査会においてプレゼンテーション(質疑応答を含む。)を実施する。
 - (2) 受託候補者の選定について、提出された参加申込書類、企画提案書及び(1)のプレゼンテーションの内容について審査を行い、最も優れた提案をしたものを契約先候補者として選定し、文書で通知する。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否
要
 - (3) 4(1)の審査会への出席及び提出書類等の作成並びに提出に要する経費は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
 - (4) 詳細は、企画提案募集要領及び仕様書による。

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件

- (1) 物件の名称及び数量
石川県消防防災ヘリコプター 一式(型式：ベル式412EP型)
- (2) 物件の仕様
「売却仕様書」のとおり

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月21日(木)午後2時
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員及びその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和7年7月11日（金）から同年8月12日（火）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

石川県危機管理部消防保安課消防グループ

金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1481

上記のほか、石川県危機管理部消防保安課のホームページに掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

5 入札参加申込

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す入札参加申込書及び添付書類を(2)の申込期限までに石川県危機管理部消防保安課まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 申込期限

令和7年8月12日（火）午後5時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

6 現地説明会に関する事項

(1) 機体本体に係る説明会

ア 日時 令和7年7月23日（水）午後1時

イ 場所 鹿児島県霧島市溝辺町麓257-1 鹿児島国際航空株式会社鹿児島空港基地

(2) 予備品、付属品等に係る説明会

ア 日時 令和7年7月29日（火）午後2時

イ 場所 小松市浮柳町小松空港内 石川県消防防災航空隊基地

(3) 現地説明会の申込方法

ア 申込方法 石川県危機管理部消防保安課まで「現地説明会申込書」を持参、郵送又は7(8)連絡先までメールする。

イ 日時 令和7年7月17日（木）午後5時必着

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

石川県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、所有権移転後、別途指定する日に引渡しを行う。引渡しを受けたときは、直ちにこれを搬出しなければならない。

(7) その他の事項

詳細は、入札説明書による。

(8) 問合せ先

石川県危機管理部消防保安課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1481

メールアドレス shobohoan@pref.ishikawa.lg.jp

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和7年6月9日から 同年10月31日まで	金沢市田上さくら2丁目、田上の 里1丁目地内

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和6年4月1日から 令和7年3月14日まで	河北郡津幡町字中山～上矢田地内

業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり業務委託に係る技術提案書を募集する。

令和7年7月11日

石川県知事 馳 浩

1 業務概要

(1) 業務名

石川県冬期道路気象予測業務

(2) 業務内容

本業務は、冬期の気象情報の各種（降雪・気温）予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木（総合）事務所、県除雪契約業者等に配信するものである。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 参加資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 5(1)に示す参加表明の期限の翌日から随意契約締結時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たしていること。

ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。

イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。

ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。

(7) 技術提案書の提出は、1者につき1件とする。

3 技術提案募集要領の配布場所等

(1) 配布場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部道路整備課雪寒・安全対策グループ 電話番号 076-225-1727

(2) 配布方法

(1)の配布場所において配布する。

4 技術提案書の提出場所等

(1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先

3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。

(2) 技術提案書の提出期限

ア 提出期限 令和7年7月25日(金)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限内必着とする。）

5 技術提案の参加表明

(1) 表明期限 令和7年7月18日(金)午後5時

(2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。

6 技術提案書の採否及び契約

(1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。

(2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に、応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 契約保証金

免除

(5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。

(6) その他詳細は、技術提案募集要領による。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定により、令和7年7月20日に石川県議会議員補欠選挙を行う。

選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

令和7年7月11日

石川県選挙管理委員会

金 沢 市 選 挙 区 2 人
か ほ く 市 選 挙 区 1 人

石川県選挙管理委員会告示第75号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項の規定により選挙長を、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定によりその者の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和7年7月11日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区	選 挙 長	選挙長の職務を代理すべき者
金 沢 市 選 挙 区	石川県金沢市	石川県金沢市
か ほ く 市 選 挙 区	松 田 宏	岩 浜 善 之

石川県選挙管理委員会告示第76号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、石川県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年石川県条例第5号)第1条の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に候補者がポスターの掲示をすることができる日を、令和7年7月11日からと定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

令和7年7月11日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第77号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等に関する提出は、次の場所で受け付ける。

令和7年7月11日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区 名	受 付 場 所	
	令和7年7月11日	令和7年7月12日以降
金 沢 市 選 挙 区	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部市町支援課
か ほ く 市 選 挙 区	(行政庁舎11階)	(行政庁舎5階)

石川県選挙管理委員会告示第78号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙において、石川県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和49年石川県条例第61号)第4条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月11日

石川県選挙管理委員会

1 日時

令和7年7月11日 午後5時30分

2 場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）

石川県選挙管理委員会告示第79号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙（金沢市選挙区及びかほく市選挙区）において、開票の事務を選挙会の事務と併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

令和7年7月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県議会議員補欠選挙金沢市選挙区選挙長

石川県議会議員補欠選挙金沢市選挙区選挙長告示第1号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙金沢市選挙区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

令和7年7月11日

石川県議会議員補欠選挙金沢市選挙区

選 挙 長 松 田 宏

期 日	受 付 場 所
令和7年7月11日	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室（行政庁舎11階）
令和7年7月12日以降	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部市町支援課（行政庁舎5階）

石川県議会議員補欠選挙かほく市選挙区選挙長

石川県議会議員補欠選挙かほく市選挙区選挙長告示第1号

令和7年7月20日執行の石川県議会議員補欠選挙かほく市選挙区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

令和7年7月11日

石川県議会議員補欠選挙かほく市選挙区

選 挙 長 松 田 宏

期 日	受 付 場 所
令和7年7月11日	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室（行政庁舎11階）
令和7年7月12日以降	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部市町支援課（行政庁舎5階）

